

マイナンバーカードを取得しましょう

問 住民環境課 窓口係
☎476-1111(125・163)

平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始されました。このカードは、行政手続きがスムーズになる様々なメリットがあります。

マイナンバーカードを取得すると・・・

■本人確認の際の身分証明書として利用できます！

平成28年1月以降、例えば口座開設・パスポートの新規発給等様々な手続きにおいて個人番号と本人確認を証明しなければなりません。マイナンバーカードは、これ1枚で本人確認と個人番号の確認が可能です。また、有効期限は10年間(※)と長いので、様々な場面において利用することができます。

(※発効日から10回目の誕生日まで。20歳未満は5回目の誕生日まで)

なお、子育てワンストップサービスやオンラインバンキングをはじめとしたオンライン申請等の利用、行政機関が持つ情報も確認できます。ご申請をお待ちしております。

1人に1つ。
マイナンバー



※以前、送付しておりました通知カードにつきましては、令和2年5月25日で廃止となりました。

■マイナンバーカード(個人番号カード)の申請をお手伝いします

大崎町では、マイナンバーカード(個人番号カード)の発行を希望する人を対象に、マイナポータル用パソコンを利用して写真撮影を行い、マイナンバーカードの申請のお手伝いを無料で行っています。

申請のお手伝いを希望される方は、身分証、または「通知カード」と一緒に届けられた「個人番号カード交付申請書」を持参ください。

(「個人番号カード交付申請書」が無い場合は、申請書を役場で作成しますので問い合わせください。) マイナンバー制度やマイナンバーカードについての相談も受付けていますので、気軽に相談ください。

犬を飼っている皆さまへ

問 住民環境課 環境対策係
☎476-1111(127・128)

■飼い主としてマナーを守りましょう

県内では、昨年度777頭の犬が保健所で捕獲されており、志布志保健所管内でも68頭の迷子犬が捕獲されています。

・飼い犬の放し飼いやフンの処理について

最近、犬の放し飼い、引き綱(リード)を外しながらの散歩、フンの放置等苦情が多く寄せられています。犬のけい留は鹿児島県の「動物の愛護及び管理に関する条例」で義務付けられており、交通事故や誤食などから飼い犬を守ることもつながります。

また、散歩等におけるフンについても、適切に処理しましょう。犬が嫌いな人や怖いと感じる人も安心して暮らせるように、飼い主は責任を持って飼育してください。

・迷子犬の対策について

近年、迷子犬に関する問合せが多く寄せられていますが、迷子犬になり、飼い主の元へ帰る飼い犬は多くありません。引き綱(リード)をつけていても、留め具が外れたり、雷の音などで驚いて逃げってしまうことも考えられます。

もしものために備え、大切な飼い犬を守るために、必ず、首輪に鑑札、注射済票を着けてあげましょう。



犬のフンは飼い主が
持ち帰りましょう